

女子差別撤廃条約について

平成 25 年 11 月
内閣府男女共同参画局

1. 正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」

(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

2. 条約の概要

「女子差別撤廃条約」は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されている。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効した。

日本が1985年に本条約に批准した際には、男女雇用機会均等法の制定等の措置が取られた。また、条約に基づき、定期的に国連に国内における条約実施状況報告を提出することとされており、これらの報告に関する女子差別撤廃委員会による審査を踏まえて、国内で政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力の根絶に関する施策をはじめとする様々な措置が取られてきた。

3. 条約の採択・発効

1979年12月18日

第34回国連総会において採択

1981年 9月 3日

発効

4. 我が国の署名・批准

1980年 7月17日

署名（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デンマーク大使が署名）

1985年 6月24日

第102回通常国会において本件条約締結を承認

1985年 6月25日

批准

5. 締約国数

187か国（2013年10月現在）

6. 条約の内容

- | | |
|-----|------------------------|
| 第1条 | 女子に対する差別の定義 |
| 第2条 | 差別を撤廃する政策の追及のための立法等の措置 |
| 第3条 | 女子の能力開発・向上の確保 |
| 第4条 | 特別措置 |
| 第5条 | 偏見及び慣習等の撤廃 |

- 第6条 女子の売買等の禁止
- 第7条 政治的及び公的活動における差別の撤廃
- 第8条 平等の条件での国際的活動への参加
- 第9条 国籍の取得、変更、保持の権利の平等
- 第10条 教育の分野における差別の撤廃
- 第11条 雇用の分野における差別の撤廃
- 第12条 保健の分野における差別の撤廃
- 第13条 他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃
- 第14条 農村の女子に対する差別の撤廃
- 第15条 法律の前の平等
- 第16条 婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃
- 第17条～30条 女子差別撤廃委員会の設置、女子差別撤廃条約実施状況報告の作成義務、発効要件その他

7. 我が国の条約実施状況報告

我が国はこれまでに6回報告書を提出しており、2009年8月に女子差別撤廃委員会より出された第6回報告に対する最終見解において、第7・8回報告書を2014年7月までに提出することが求められている。